

平成27年度九州総合通信局重点施策

I 地域社会の元気を支えるICT利活用の推進

地域社会が抱える諸課題を解決し地方創生を実現するため、ICT基盤の整備、ICT利活用事例の普及展開、ICT利活用人材育成の支援、研究開発の推進等ICT利活用の推進を通じて、地域の産業の活性化、地域からの情報発信拡大、生活・就業環境の改善等を図ることにより、九州地域全体の活力を押し上げます。

1 ICTによる地域の活性化

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)を踏まえ、地域社会が抱える諸課題を解決するとともに、誰もがICTの恩恵を十分に享受できるように、無料公衆無線LANの整備促進、ICT利活用事例の普及展開、人的支援等ICTの幅広い分野における一層の利活用を推進し、地域の活性化を図ります。

2 ICT利活用のための人材の育成

地域の課題の解決に資するため、クラウドコンピューティング、オープンデータ・ビッグデータの活用等、ICTを利活用できる人材の育成を推進します。

3 地域の活性化に資する研究開発等の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)により、地域の大学・研究機関や企業の研究開発力向上と新規事業の創出等の地域の活性化につながる研究開発を支援するとともに、研究成果の利活用を推進します。

4 地域コンテンツの流通促進

関係機関とも幅広く連携しながら、訪日外国人観光客の増加や地域の活性化等を目的とした放送コンテンツの作成、海外への継続的発信を支援します。また、次世代放送・通信サービスの早期実現に向けて、4K・8K、スマートテレビ等の高度な放送・通信連携サービス等の利活用を推進します。

II ICTによる防災、減災対策の推進

東日本大震災や九州北部豪雨災害の教訓から、災害時の住民への避難指示・避難勧告や気象情報等の防災・減災関係情報を迅速かつ確実に伝達する情報通

信手段の確保が求められています。今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、災害時における国民への迅速かつ確実な情報提供のための放送ネットワークの強靱化や、多様な情報通信技術を活用した防災・減災対策を推進していきます。

1 防災通信システム等の多様化・高度化の促進

地域の実情に応じた防災情報・通信システムの導入を促進するとともに、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝えるLアラートの導入・利活用を促進します。また、被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、放送ネットワークの強靱化を推進します。

更に、迅速な消防・救急活動に資するための消防救急無線のデジタル化や、行政から住民への情報伝達手段の要となる防災行政無線のより一層の整備とデジタル化を推進します。

2 災害時における重要通信の確保と支援体制の強化

九州地方非常通信協議会を活用し、災害時の円滑な非常通信体制を確保するとともに、災害時における被災地区での応急復旧活動に必要な通信確保に向け、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話・MCA・簡易無線)、臨時災害放送局用機器及び災害対策用移動電源車の貸与等の周知及び防災訓練等での活用を推進し、各種支援策を迅速に行います。

また、情報を共有等することが不可欠である自治体と電気通信事業者との連絡体制を確立し、両者の連携の強化を推進します。

Ⅲ 電波利活用による便利で安心・安全な社会の実現

アナログ放送の跡地を利用した新たな放送サービスの円滑な導入を図るとともに、地上デジタル放送の受信環境整備を推進します。また、急激に普及しているスマートフォン等の携帯電話の周波数を確保するための周波数再編を円滑に進め、地域における電波の利活用を推進します。併せて、海上における船舶航行の安全確保のため無線システムの周知を行い、便利で安心・安全な生活の実現と地域の発展を目指します。

1 電波利活用の推進

地域コミュニティで簡便に利用できる新たな無線システムに関する調査検討を実施するとともに、特定実験試験局の制度等についての周知や電波の利活用に関するセミナーを実施して、地域の発展に貢献します。

2 周波数再編対策の円滑な実施

新たな放送サービスとなるV-Low放送の円滑な導入を推進するとともに、外国波の異常伝搬による地上デジタル放送への混信対策を実施します。また、700/900MHz帯において、スマートフォン等携帯電話無線システムの充実を図るため、電子タグ、FPU、特定ラジオマイクの周波数移行とパーソナル無線に係る特定周波数終了対策業務を円滑に実施します。

3 携帯電話等エリア整備の促進

地理的に条件不利な地域(辺地、離島、山村等)に対し、国の補助事業による携帯電話等のエリア拡大を図り、電波の利用に関する不均衡緩和と地域の利便性向上・活性化を推進します。

4 海上における安心・安全の確保

船舶の航行の安全確保のためAIS(船舶自動識別装置)及び船舶共通通信システムの普及促進を図ります。

IV 電気通信サービスの安心・安全利用に向けた環境の整備

急速に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に不可欠な社会基盤となっています。電気通信サービスが多様化・高度化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウィルスの被害など様々な問題が発生していることから、電気通信事業者、消費生活センター等と連携して、誰もが安心・安全に利用できる電気通信サービスの利用環境整備を図ります。

1 電気通信サービス利用者の支援

利用者が安心・安全な電気通信サービスを受けられるよう、電気通信事業者、消費生活センター等との定期的な情報交換・意見交換の場を設定し、情報共有や連携強化に努めるなど利用者の支援を図ります。

2 青少年の安心・安全ネット利用の環境整備

携帯電話、スマートフォンなど青少年のインターネット利用環境が多様化する中で、ネットいじめやトラブル等が発生していることから、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう啓発活動等を推進します。

3 サイバーセキュリティ・個人情報保護の啓発の推進

コンピュータウィルス、不正アクセス、フィッシング詐欺等による不正送金、個

人情報漏えい等の被害が発生していることから、誰もが安心して電気通信サービスを利用できるよう、サイバーセキュリティ・個人情報保護に関する啓発を推進します。

V 安心・安全な電波利用環境の整備

電波利用分野の拡大と多様化に伴い、クリーンな電波利用環境の確保が不可欠であることから、人命や財産保護のための重要無線通信の確保、不法無線局等の撲滅及び正しい電波の知識の普及とリテラシーの向上に努めます。

1 無線通信に対する混信・妨害対策

安心して電波を利用していただくため、航空通信・船舶通信や携帯電話等、人命や財産の保護に不可欠な重要無線通信妨害申告に対する妨害源の迅速な排除をはじめとした無線通信に対する混信・妨害に的確に対応します。

2 不法無線局の撲滅

社会生活に重大な影響を及ぼす不法市民ラジオ、不法パーソナル無線及び不法アマチュア局をはじめ、外国規格の無線機器(FRS、GMRS)や不法携帯電話中継装置等の排除のため捜査機関と連携した共同取締りの実施、不法無線局の探査業務の強化等を図り、不法無線局の撲滅を目指します。

また、地域における電波の発射・利用状況の調査を実施し、電波の利用秩序の維持を図ります。

3 電磁環境の保護と電波に関する正しい知識の普及

安心して利用できる電波利用環境確保のため、電波利用者や無線機器販売業者に対し、電波の適正な利用や電波法令の遵守等について周知・啓発を行うとともに、流通業者等に対しては無線設備試買テストの結果に基づいた指導を行います。また、電波の性質や安全性について正しい理解を深めていただくため一般の方々を対象に説明会等を実施します。さらに登録検査等事業者制度の適切な運用のため、登録検査等事業者への立入検査等を実施し、その能力・意識の維持向上に資する施策を行います。